

重大な消防法令違反の建物を ホームページで公表します！！

令和2年4月1日から
制度開始
鹿沼市消防本部

《違反対象物公表制度》

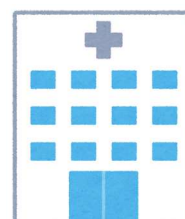
鹿沼市火災予防条例の一部が改正され、消防法令に重大な違反のある建物について違反内容等を公表する制度が、令和2年4月1日より運用されます。

建物を利用する方が安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。



《公表の対象となる建物》

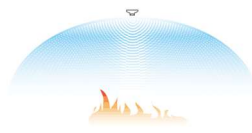
飲食店・物販店等、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物のうち、重大な消防法令違反が認められた建物です。



《公表の対象となる重大な消防法令違反》



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

上記の設備が未設置による設置義務違反のものです。

《公表の方法》

鹿沼市のホームページに掲載します。

(<http://www.city.kanuma.tochigi.jp/index.html>)

鹿沼市 消防・救急



《公表の内容》

(例)

名称	所在地	違反の内容
鹿沼市〇〇ビル	鹿沼市〇〇町〇〇番地	自動火災報知設備未設置

